

郡山市町内会等功労者感謝状等贈呈要綱

昭和62年6月20日制定

昭和63年9月7日一部改正

平成元年10月18日一部改正

平成2年11月19日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年3月16日一部改正

平成22年3月30日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会等住民自治組織の長等として功労のあった者に対する感謝状及び記念品（以下「感謝状等」という。）の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈基準)

第2条 感謝状等の贈呈は、毎年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。ただし、過去に感謝状等の贈呈を受けた者には贈呈しない。

- (1) 町内会等の長として通算10年以上在任し、その功績が顕著である者
- (2) 方部町内会等連合組織の長として通算4年以上在任し、その功績が顕著である者

(候補者の内申)

第3条 市民部長は、前条に規定する基準に該当する者がいるときは、候補者を市長に内申するものとする。

(被贈呈者の決定)

第4条 市長は、内申を受けた者のうちから被贈呈者を決定するものとする。

(贈呈の日)

第5条 感謝状等の贈呈は、市長が定める日に行うものとする。

(追彰)

第6条 第2条に規定する基準に該当する者で感謝状等の贈呈前に死亡したものは、追彰するものとする。

- 2 前項の追彰に係る感謝状等は、当該追彰を受ける者の遺族その他の市長が適当と認める者に渡すものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年9月7日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行し、平成20年6月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。